

協会けんぽ 2023(令和5)年度 決算のお知らせ

(見込み)

2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。



収入

- 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。

支出

- 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
- 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、支出の方が収入よりも伸びています。

そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度決算(見込み) | 医療分

(単位:億円)

収入	保険料収入	102,998(+2,577)
	国庫補助等	12,874(+ 418)
	その他	233(+ 16)
	計	116,104(+3,011)
支出	保険給付費	71,512(+1,993)
	拠出金等	37,224(+1,358)
	その他	2,705(+ 683)
	計	111,442(+2,668)
単年度収支差		4,662(+ 343)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.4%

協会事務費 0.6%

その他の支出 0.4%

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%

支出 約11.1兆円
収入 約11.6兆円

Q 2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。

※ 高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円 → 2025年度:2兆5,300億円

- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること。

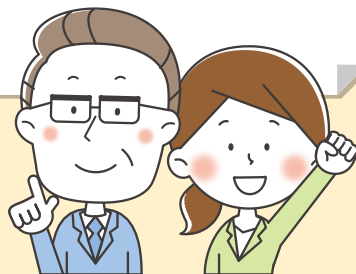
※ 保険給付費 2023年度:7兆1,512億円 → 2028年度:7兆6,600億円

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。



申請が始まっています

健康経営優良法人2025



健康経営優良法人認定制度とは？

優良な健康経営®を実践している事業所を顕彰する制度です。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

経済産業省による健康経営優良法人2025について、スケジュール等が公開されました。

申請期間

中小規模法人部門：令和6年8月19日(月)～令和6年10月18日(金)

大規模法人部門：令和6年8月19日(月)～令和6年10月11日(金)

申請料

中小規模法人部門：16,500円(税込) / 大規模法人部門：88,000円(税込)

健康経営優良法人2025の認定を目指していて、健康宣言のご登録がお済でない事業所様は、「ふじのくに健康宣言事業所」へエントリーをお願いします

協会けんぽ
静岡支部HP



実施要項・申請方法等は健康経営優良法人認定事務局ポータルサイトをご覧ください。

ACTION! 健康経営
(日本経済新聞社)



代表電話の自動音声案内導入のお知らせ

協会けんぽ静岡支部では、お電話でのお問い合わせにスムーズに対応するため、令和6年8月より、自動音声による案内を開始しました。

お電話でのお問い合わせは、下記の代表電話番号へおかけください。その後、自動音声の案内に従って、ご希望の番号を押していただくと、担当グループへ繋がります。

円滑な対応に向けた取り組みに、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



電話番号 **054-275-6601** (代表) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始を除く)

- 1 …健康保険制度や申請について(業務グループ)
- 2 …健康診断・保健指導について(保健グループ)
- 3 …交通事故・レセプト・返納金について(レセプトグループ)
- 4 …その他(企画総務グループ)

音声案内の途中でも番号をご選択いただけます。

なお、マイナ保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書については「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください。

【電話番号】**0570-015-369**

事業主様及びご担当者様へ

令和6年度 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、**保険給付の適正化**と本来被扶養者資格を有しない方による**無資格受診の防止**を図ることを目的に、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

提出期限

令和6年**11月29日**(金)

送付時期

令和6年**10月上旬**
から**10月下旬**

送付対象

令和6年4月1日時点で**18歳以上の被扶養者**
※対象者がいない場合はお送りしません

加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。提出期限までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。



発行者



全国健康保険協会 静岡支部

協会けんぽ

〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6601(代表)

協会けんぽのホームページでは過去1年間のけんぽ便りをご覧ください。

ホームページはこちらから

